

明治大学在外研究員規程

昭和61年4月21日制定

昭和61年規程第105号

(趣旨)

第1条 この規程は、本学の教育・研究の向上を図るため、明治大学（大学院を含む。）の専任教員（助教及び助手を除く。以下同じ。）の在外研究員について必要な事項を定めるものとする。

(種類及び期間)

第2条 在外研究員の種類及び期間は、次のとおりとする。

(1) 長期在外研究員（短期在外研究を繰り越して、次年度の短期在外研究と合算する場合を含む。）は、8か月以上12か月以内。ただし、1年以内の延長を認めることがある。

(2) 短期在外研究員（長期在外研究を分割する場合を含む。）は、3か月以上6か月以内

(割当数)

第3条 在外研究員の割当数は、別表のとおりとする。ただし、同表中の調整分については、学長が研究・知財戦略機構及び学部長会の意見を聴いて調整する。

2 割当数は、特別な事由がある場合、1年に限り次年度に繰り越すことができるものとする。

3 別表に定める学部・研究科間における割当数の振替は、これを認めない。

(資格)

第4条 在外研究員の有資格者は、在外研究員となる年度の初日において、専任教員として勤続5年以上の者とする。ただし、同日において40歳未満の者で勤続3年以上の専任教員については、長期在外研究員の有資格者として認めるものとする。

(回数)

第5条 在外研究員となれる回数は、1人1回とする。ただし、特別な事由がある場合は、2回に限り認めることがある。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項ただし書に規定する調整分による在外研究は、回数には含めない。

3 第1項ただし書の規定による場合は、長期在外研究員経験者については短期在外研究員を、短期在外研究員経験者については長期又は短期在外研

究員を認めるものとする。

- 4 第1項ただし書の規定により在外研究員となれる者は、原則として、1回目の在外研究が終了（延長期間を含む。）してから次に掲げる年数を経過していなければならない。ただし、第3条第1項ただし書に規定する調整分による在外研究員については、この限りでない。

(1) 長期在外研究員経験者が短期在外研究員となる場合 7年以上

(2) 短期在外研究員経験者が長期在外研究員となる場合 7年以上

(3) 短期在外研究員経験者が短期在外研究員となる場合 5年以上

（在外研究費）

第6条 在外研究費は、旅費（原則として、往復のエコノミークラス航空運賃）、滞在費及び調査活動費（1日につき3,000円）とする。

- 2 前項の規定により算定される在外研究費は、長期在外研究員については360万円を、短期在外研究員については180万円をそれぞれ支給限度額とする。

- 3 第2条第1号ただし書の規定により在外研究期間の延長を認められた者の延長分の滞在費及び調査活動費は、支給しない。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第3条第1項ただし書に規定する調整分による在外研究員については、在外研究費を支給せず、学外諸機関等から交付される研究費等をもって、在外研究費を支弁するものとする。

（研究課題及び行き先）

第7条 在外研究員の研究課題及び渡航先国は、特に制限しない。

（授業措置）

第8条 在外研究中の授業措置については、本人による補講授業又は代講者による授業を行わなければならない。

（申請及び決定）

第9条 在外研究員を希望する者は、在外研究員申請書（様式第1号）に在外研究計画書（様式第2号）を添付し、あらかじめ定められた期日までに所属学部又は所属研究科の長（以下「所属長」という。）に提出しなければならない。

- 2 所属長は、在外研究員候補者について教授会の議を経て、学長に推薦する。この場合において、別表に定める研究科の長は、専門職大学院長に報告の上、学長に推薦するものとする。

- 3 学長は、各学部及び当該研究科から推薦された在外研究員候補者について研究・知財戦略機構及び学部長会の了承を得て、理事長に申請する。

（在外研究の実施）

第10条 在外研究員は、遅くとも在外研究実施の2か月前までに、在外研究費支払願（様式第3号）、誓約書（様式第4号）及び在外研究日程表（様式第5号）をもって所属長及び学長を経て在外研究費の支払を理事長に願出しなければならない。

（帰国届及び研究概要報告書）

第11条 在外研究員は、帰国後1か月以内に在外研究帰国届（様式第6号）を所属長を経て、学長に提出しなければならない。

2 在外研究員は、帰国後3か月以内に研究概要報告書を所属長を経て、学長に提出しなければならない。

3 学長は、前項の研究概要報告書を公表するものとする。

（在外研究終了後の勤務）

第12条 在外研究員となった者は、在外研究終了後、長期在外研究員については最低5年間、短期在外研究員については最低3年間でそれぞれ本学の専任教員として勤務しなければならない。ただし、第5条第1項ただし書の規定による2回目の場合については、この限りでない。

（在外研究費の返還）

第13条 在外研究費の支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合、在外研究費の全部又はその一部を返還しなければならない。

(1) 疾病、その他特別な事由によって渡航を中止したとき。

(2) 在外研究の期間を短縮して帰国したとき。（研究目的以外の一時帰国期間を含む。）

(3) 在外研究帰国届（様式第6号）及び研究概要報告書を、正当な理由なく所定の期日までに提出しないとき。

2 前項の事由により返還を要する金額は、日割り計算によって算定する。

（事務）

第14条 在外研究員に関する事務は、研究推進部において処理する。

（規程の改廃）

第15条 この規程を改廃するときは、研究・知財戦略機構会議の議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、昭和61年4月21日から施行する。

2 明治大学在外研究暫定実施要領（昭和59年例規第74号）は、廃止する。

（通達第530号）

附 則（昭和62年規程第1号）

この規程は、昭和62年5月1日から施行する。

(通達第560号)(注 事務組織暫定規程の施行に伴う改正)

附 則 (昭和63年規程第10号)

この規程は、昭和63年2月8日から施行する。

(通達第586号)(注 別表の割当数の改正)

附 則 (昭和63年規程第12号)

この規程は、1989年(平成元年)4月1日から施行する。

(通達第617号)(注 理工学部設置に伴う別表の工学部の名称の改正及び年度表記を西暦に改める。)

附 則 (1990年規程第4号)

この規程は、1990年(平成2年)6月21日から施行する。

(通達第653号)(注 別表中に定められている割当数を更に2年間現行どおりとする改正及び様式中「昭和」の表記を削除)

附 則 (1992年規程第6号)

(施行期日)

1 この規程は、1992年(平成4年)7月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、現に改正前の別表の規定により1992年度分として割り当てられている在外研究員の数及びその取り扱いについては、なお従前の例による。

(通達第696号)(注 別表中に定められている割当数を更に1993年度及び1994年度の2年間現行どおりとする改正)

附 則 (1994年度規程第3号)

(施行期日)

1 この規程は、1994年(平成6年)6月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により1994年度分として割り当てられている在外研究員の数及びその取り扱いについては、なお従前の例による。

(通達第774号)(注 別表中に定められている割当数を更に1995年度及び1996年度の2年間現行どおりとするための別表の改正並びに様式第3号及び様式第6号の所要の改正)

附 則 (1995年度規程第11号)

(施行期日)

1 この規程は、1995年(平成7年)8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により1995年度及び1996年度分として割り当てられている在外研究員の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第818号)(注 別表中に定められている割当数を更に1997年度及び1998年度の2年間現行どおりとするための別表の改正)

附 則 (1997年度規程第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、1997年(平成9年)6月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により1997年度及び1998年度分として割り当てられている在外研究員の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第910号)(注 別表中に定められている割当数を更に1999年度及び2000年度の2年間現行どおりとするための別表の改正)

附 則 (1999年度規程第6号)

(施行期日)

- 1 この規程は、1999年(平成11年)7月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により1999年度及び2000年度分として割り当てられている在外研究員の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第1008号)(注 別表中に定められている割当数を更に2001年度及び2002年度の2年間現行どおりとするための別表の改正)

附 則 (2001年度規程第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、2001年(平成13年)7月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により2001年度及び2002年度分として割り当てられている在外研究員の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第1115号)(注 別表中に定められている割当数を更に2003年度及び2004年度の2年間現行どおりとするための別表の改正)

附 則 (2003年度規程第28号)

(施行期日)

1 この規程は、2004年（平成16年）4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により2004年度の分（短期大学は2003年度まで）として割り当てられている在外研究員の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

（通達第1269号）（注 情報コミュニケーション学部並びにガバナンス研究科，グローバル・ビジネス研究科及び法科大学院法務研究科の設置に伴う在外研究員割当数の別表，当該条項及び様式の改正）

附 則（2004年規程第19号）

この規程は、2005年（平成17年）4月1日から施行する。

（通達第1339号）（注 会計専門職研究科の設置に伴う在外研究員の割当数の別表の改正）

附 則（2007年度規程第21号）

この規程は、2007年（平成19年）9月10日から施行する。

（通達第1562号）（注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正）

附 則（2007年度規程第72号）

この規程は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

（通達第1666号）（注 国際日本学部の設置に伴う在外研究員割当数の別表の改正）

附 則（2009年度規程第7号）

この規程は、2009年（平成21年）6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

（通達第1807号）（注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正）

附 則（2010年度規程第10号）

この規程は、2010年（平成22年）6月24日から施行する。

（通達第1920号）（注 専門職大学院各研究科に係る在外研究員候補者の報告先を専門職大学院長に変更することに伴う改正）

附 則（2012年度規程第20号）

1 この規程は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の別表の規定は、2014年度から適用し、2013年度に係る在外研究員の割当数については、なお従前の例による。

（通達第2115号）（注 総合数理学部の設置に伴う在外研究員の割当数の別表の改正）

附 則（2012年度規程第46号）

この規程は、2013年（平成25年）4月1日から施行し、改正後の第4条ただし書の規定については、2015年度以降に長期在外研究員となる者から適用する。

(通達第2157号)(注 40歳未満の者で勤続3年以上の専任教員を長期在外研究員の有資格者に加えることに伴う改正)

附 則 (2014年度規程第19号)

この規程は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。

(通達第2292号)(注 短期在外研究員経験者が2回目の短期在外研究員となれる年数の短縮及び在外研究費の返還条件の明確化に伴う改正)

附 則 (2017年度規程第36号)

この規程は、2018年(平成30年)4月1日から施行する。

(通達第2538号)(注 法科大学院法務研究科を専門職大学院に位置付けることに伴う改正)

附 則 (2019年度規程第7号)

この規程は、2019年7月18日から施行し、改正後の規定は、2020年度に在外研究員となる者から適用する。

(通達第2651号)(注 調整分による在外研究を回数から除外すること等に伴う改正)

附 則 (2020年度規程第23号)

この規程は、2020年11月26日から施行し、改正後の規定は、2021年度に在外研究員となる者から適用する。

(通達第2753号)(注 調査活動費の新設及び様式の変更に伴う改正)

別表

在外研究員割当数

学 部・研 究 科	長 期 (人)	短 期 (人)
法 学 部	2	1
商 学 部	3	1
政 治 経 済 学 部	3	1
文 学 部	3	1
理 工 学 部	3	1
農 学 部	2	1
経 営 学 部	2	1
情報コミュニケーション学部	1	1
国 際 日 本 学 部	1	1
総 合 数 理 学 部	1	1
ガバナンス研究科	1	—
グローバル・ビジネス研究科	1	—
会計専門職研究科	1	—
法 務 研 究 科	1	—
調 整 分	2	—
計	27	10